

# 江府町 学校いじめ防止基本方針

**平成 26 年 3 月**

第 1 次改訂 平成 30 年 3 月

第 2 次改訂 令和 4 年 4 月

**江府町教育委員会**

**奥大山江府学園**

## はじめに

平成23年に発生した滋賀県のいじめ自殺事件報道により、いじめの問題が再びクローズアップされるようになった。いじめは、児童生徒が自らの命を絶つことにもつながる重大な生徒指導上の問題であるにもかかわらず、このようにいじめがなくならないことについて、私たち教育関係者は「いじめ問題」の深刻さとその解決の重要性を再認識しなければならない。

本町では、いじめの早期発見・早期対応のため、平成18年に「いじめ対応マニュアル」を定めた。また、策定から5年以上が経過したことやネットによるいじめなど、新たないじめ事象に対応するため、平成24年に全面的な改定を行い、全ての関係者がこの問題に徹底して取り組めるようにしたところである。

これらの動きに合わせて、平成25年6月には「いじめ防止対策推進法」が交付され、9月に施行された。また、10月には文部科学省から「いじめ防止基本方針」も示され、法律の施行によりいじめ事案へ組織的な対応が求められることとなった。

これらの状況を踏まえ、本町教育委員会では、教育委員会及び小学校、中学校が同じ意識のもとにいじめを防止していくため、法律に示された「学校いじめ防止基本方針の策定」を契機に「江府町学校いじめ防止基本方針」を平成26年に策定し、平成30年には国が「いじめの防止等のための基本的な方針」を、県が「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を改定したことにあわせ、第1次改訂を行った。

今回は、令和4年4月に本町に義務教育学校が開校することに伴い、新しい学校種に合わせた内容に改訂するものである。

子ども達に関わる関係者一人一人が本基本方針の趣旨を理解し、児童生徒が明るく充実した学校生活を送り、たくましく健やかに成長することができる環境を整える努力を続けていただくことを心から願うものである。

令和4年 3月

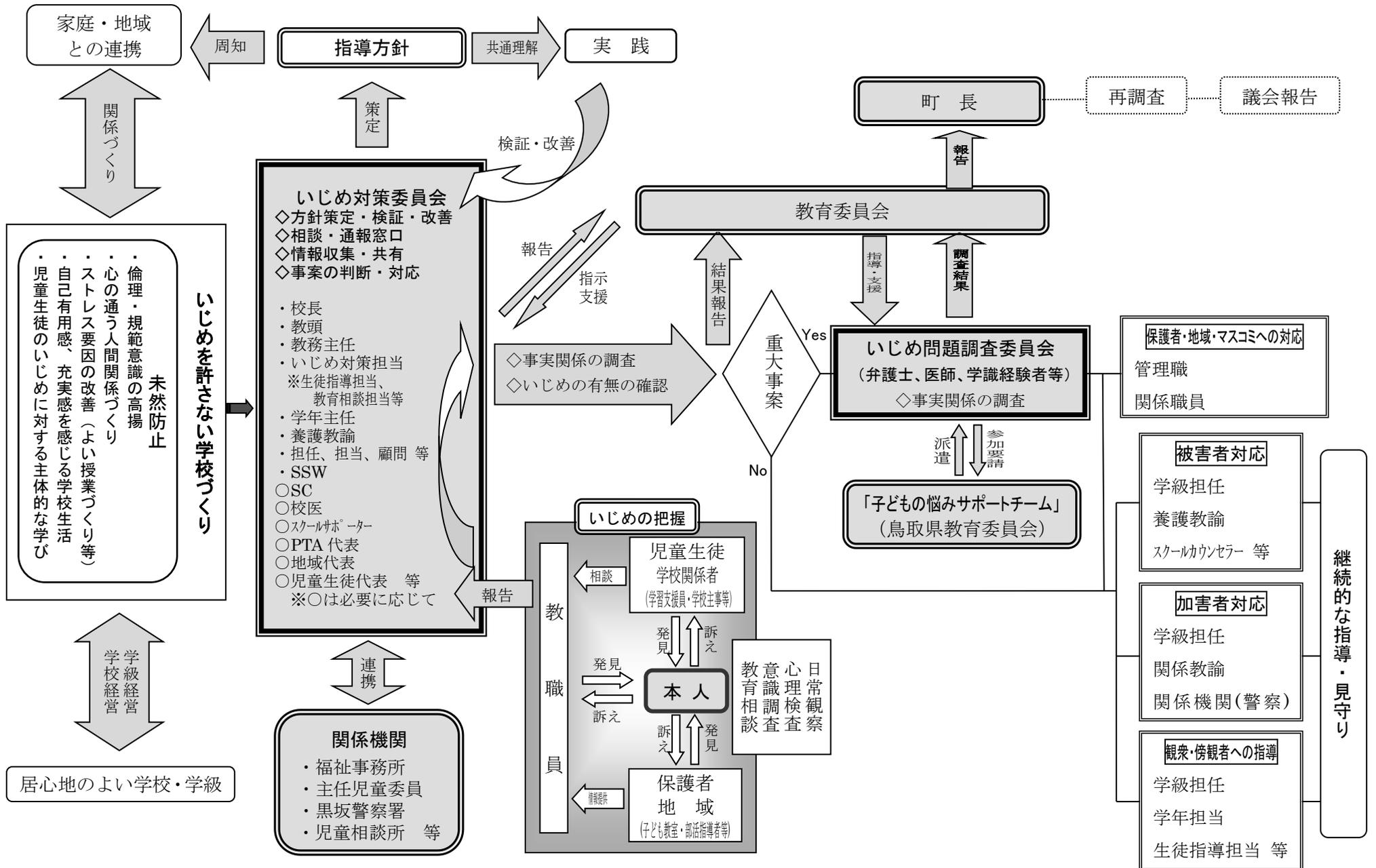
江府町教育委員会

教育長 富田 敦 司

# 目 次

◆	江府町学校いじめ防止基本方針（全体図）	
1	基本的認識	1
	（1）いじめの定義	
	（2）いじめに対する基本的認識	
	（3）いじめの構造	
2	本町の実態	2
3	いじめ防止のための基本的考え方	3
	（1）いじめ防止のための組織	
	（2）指導体制	
	（3）校内研修	
	（4）家庭・地域社会との連携	
	（5）関係機関との連携	
	（6）教育委員会による支援	
4	いじめの未然防止	5
5	早期発見・いじめ事案への対処	8
	（1）対応の原則	
	（2）問題の兆候の把握	
	（3）いじめ事案への対処	
	（4）いじめ被害児童生徒や保護者及び通報者への対応	
	（5）いじめ加害者及び保護者への対応	
	（6）観衆・傍観者への指導	
	（7）「いじめ解消」の判断	
6	重大事態の対処	1 1
7	ネット上のいじめ	1 4
8	いじめ発見のポイント	1 6
9	学校における年間指導計画	

# 江府町学校いじめ防止基本方針（全体図）



## 1 基本的認識

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめ防止対策推進法第2条より〉

◇「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わない。同じ学級や部活動の児童生徒だけでなく、塾やスポーツクラブ等児童生徒が関わっている仲間や集団などの人的関係も指す。

◇「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。(けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。)

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つこと。

○いじめの実態は多様であり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件のみをいじめかどうかの判断基準に限定することのないよう留意すること。(本人が否定する場合であっても、児童生徒の表情、様子などをきめ細かく観察する等の確認が必要。本人や周辺の状態を客観的に確認し判断することを排除するものではない。また、ネットいじめなどでは、本人が気づかない場合でもいじめが起きる場合がある。)

○いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく「いじめ対策委員会」等の組織を活用すること。

○いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ対策委員会」へ情報共有することが必要。

○いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものもあり、そのような場合は、教育的な配慮や被害者の意向等に配慮しながら、早期に警察に相談・通報の上、連携した対応を行うこと。

文部科学省「いじめ防止基本方針(平成25年10月/平成29年3月改定)」より

## (2) いじめに対する基本的認識

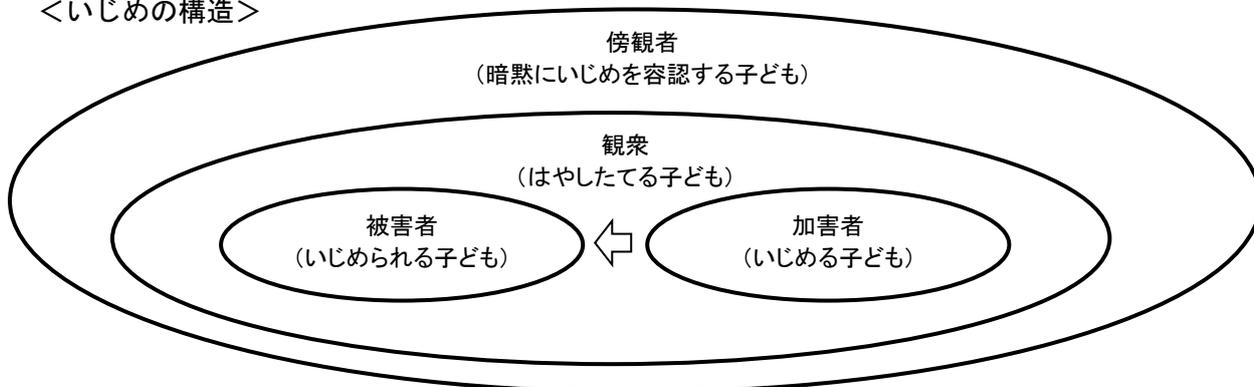
- いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- いじめは、どの児童生徒にも、どの学級にも起こりうる可能性のあるものである。
- いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為である。
- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、全ての児童生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切である。
- いじめの防止や解決のためには、学校のほかに家庭・地域・関係機関に加え、児童生徒自身も、それぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切である。
- 子ども社会は大人社会の反映でもあることから、大人が「心豊かで安全・安心な社会」を作ろうとする共通の認識を持つことが不可欠である。

## (3) いじめの構造

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。また、暴力を伴わないいじめ（冷やかしやからかい、嫌なことを言われる、仲間外れ、集団による無視）であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性があることを理解しておかなければならない。

また「いじめ」は加害・被害という2者の関係でなく、「観衆（はやし立て面白がる存在）」や「傍観者（周辺で暗黙の了解を与えている存在）」もあることを理解し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが大切である。（下図「いじめの構造」参照）

### <いじめの構造>



## 2 本町の実態

本町は少子高齢化の中で年々児童生徒数も減少し、基本的にはすべての学年が1学級の構成人数となっている。そのため、保育園からの人間関係がそのまま学校へ継続され固定化する傾向にある。それぞれの関係が本人にとって心地よい環境でない場合、時間経過が長くなるほどストレスが強くなる環境でもある。また、人間関係につまずいたとき、その解消に向けて新たな関係を築く機会が少なく、不登校等の行動になって現れることもある。また、ここ近年、発達障がいなど学習に困り感を持つ児童生徒も増加しており、その子が持つ特性がいじめの発端になることも考えられる。

一方で、少人数であることは、児童生徒一人一人をより深く理解することが可能である。また、日頃から児童生徒の様子を細かく観察することで、人間関係のつまずき等を早期に発見し、早い段階で対応することができる環境にある。また、小集団であることは、集団としてのまとまりや団結力、また学校への帰属意識等を高めやすい環境であるとも言える。

学校は、このように子ども達を取り巻く環境を認識したうえで、適切な人間関係づくりに向けた指導を行わなければならない。また、同年齢だけでなく、異年齢または地域とのつながりの中で自分らしさを発揮させることも、本町児童生徒に必要な取組である。発達障がい等については、指導者である教職員はもちろんのこと、保護者・児童生徒も理解を深め、困り感を持つ児童生徒が不要なストレスを感じないように配慮しなければならない。

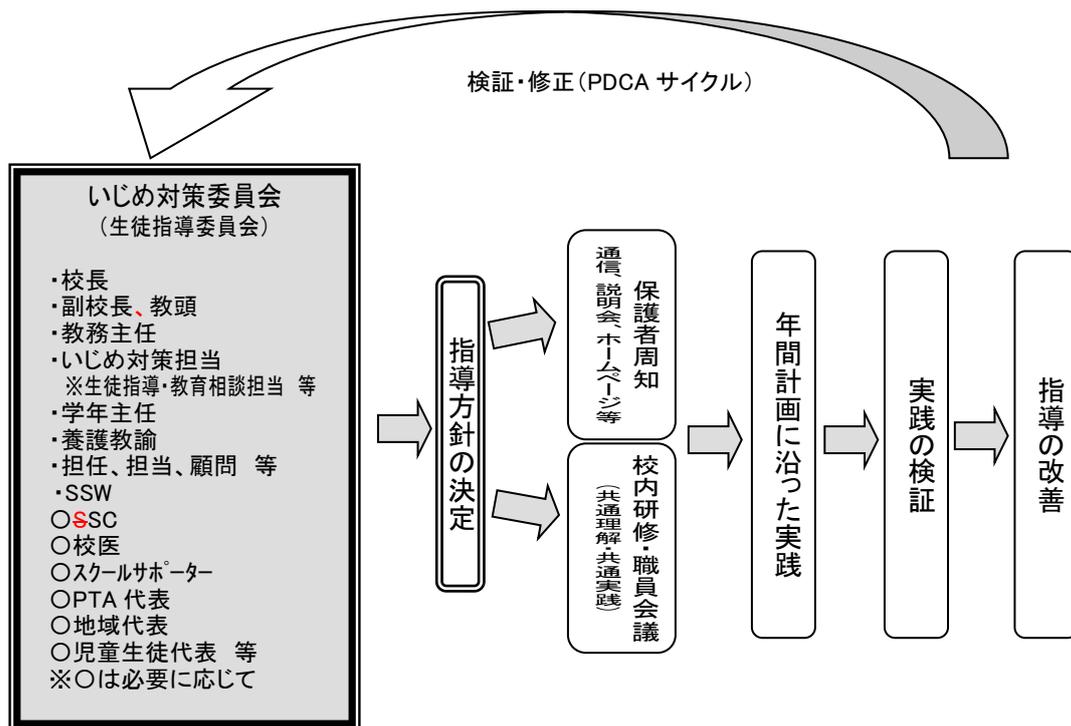
集団の大小にかかわらず、全ての児童の「居場所づくり」に努めることは当然であるが、本町の実態に合わせ一人一人に応じたきめの細かい指導を行うことにより、児童生徒が自己有用感を持ち、仲間と望ましい人間関係を形成していくことが大切である。

### 3 いじめ防止のための基本的な考え方

#### (1) いじめ防止のための組織

いじめ防止には、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することが不可欠である。その中核となる常設の組織として、各校に「いじめ対策委員会」を設置する（次頁「検証・修正（PDCAサイクル）」図参照）。この委員会には関係職員その他、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師などの専門家も加え活用を図る。本委員会には以下の機能を持つ。

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- 基本方針の点検や見直し、取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCA サイクル）
- いじめの防止等に係る校内研修の企画、実施
- いじめの早期発見のための相談・通報窓口
- いじめの早期発見・事案対処のための情報の収集と記録、共有
- 情報の迅速な共有、調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- 被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携



## (2) 指導体制

- ①各学校は、校長のリーダーシップの下に「いじめ対策委員会」を母体として共通認識を図りつつ、全職員が一致協力して組織的に指導する体制を確立しなければならない。
- ②いじめ防止の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、PDCAサイクルにより常に実践を検証し改善を図らなければならない。
- ③いじめ等の訴えがあった場合は、ただちに「いじめ対策委員会」へ報告するとともに、いじめか否かの判断も含め、組織的な対応を図らなければならない。
- ④学校は、いじめにつながる行為・行動、トラブル等の情報が一部の教職員にとどまることなく、組織による認知が機動的に行えるよう、情報を集約・整理する担当を設けなければならない。
- ⑤学校は、保護者や地域の人々へいじめに対する方針を公表し、子ども達の情報を受けやすくしなければならない。また、受けた情報は、真摯に受け止め適切に処理しなければならない。
- ⑥園や学校及び教育委員会は、管内の教育管理職研修会等を通じて相互の連絡・報告を密にし、きめ細かな状況把握と適切な対応に努めなければならない。

## (3) 校内研修

学校は、いじめの問題について教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による事例研究やカウンセリング演習など、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等とも連携を図りながら、実践的な校内研修を積極的に実施し、教職員の力量を高めなければならない。また、教職員の共通認識が形骸化してしまわないよう、年間計画に基づき少なくとも年1回以上は「学校いじめ防止基本方針」について共通理解を図る場を設けなければならない。

#### (4) 家庭・地域社会との連携

保護者は、子ども達への教育の第一義的責任を有する。学校は、児童生徒の規範意識を養うための家庭での取組に対して支援を行わなければならない。また、保護者はいじめの防止等の措置が効果的に機能するよう学校と協力するとともに、積極的に学校と連携をとることが必要である。そのために、学校及び保護者は、日頃より良好な関係を築くよう努力しなければならない。また、子どもは地域で暮らしていることから、地域との連携も重要である。そのため、以下の点に留意して連携を深めることが大切である。

- ①学校通信やHPなどにより、いじめに対する方針や指導計画等の情報を積極的に公表し、保護者の理解や協力を得るとともに、家庭教育への啓発活動、活動支援を行うこと。
- ②必要に応じて「いじめ対策委員会」に保護者、地域代表等に参加を求め、意見交換の場を設けるなど、日頃から積極的な連携を図ること。
- ③いじめが生じた場合は、個人情報取扱に留意しつつ正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保するよう努めること。

#### (5) 関係機関との連携

町配置のスクールソーシャルワーカー等も活用しながら、日頃から関係機関（警察、児童相談所、法務局、子供の悩みサポートチーム、青少年健全育成会議、民生委員、主任児童委員等）と連携し、事案発生時に迅速に対応できるようにしておくことが大切である。

#### (6) 教育委員会による支援

教育委員会は、日頃から学校の実態把握に努め、学校や保護者からいじめの報告、訴え等があった場合は、当該学校への指導・支援や当該保護者への対応に万全を期すこと。また、必要に応じて、人的配置も含めて学校の取組に対して適切に指導・支援を行わなければならない。

### 4 いじめの未然防止

「いじめはどの子どもにも起こりうる」という原則に立つ時、いじめの防止には、全ての児童生徒を対象とした未然防止の観点の指導がきわめて重要である。いじめを生まない土壌をつくるため、地域や家庭と連携しながら以下の取組を継続的に行っていかなければならない。

- ◇教育活動全体を通して「いじめは決してゆるされない」ことの理解を促すこと
- ◇心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと
- ◇いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図ること
- ◇自己有用感や充実感が感じられる学校生活づくりをすすめること
- ◇児童生徒が自らいじめについて学び、取り組むこと

#### ◇「いじめは決して許されない」ことの理解を促す

いじめは「良くない」という認識から「決して許されない」という意識まで高めるためには、教育活動全体を通して人権感覚や道徳的判断力を高めていくことが大切である。そのためには、

道徳の時間の充実はもとより、学級活動等においても道徳的な実践力を高めていかなければならない。特に、人間関係のトラブルが起きやすい学期始め等は、全ての学年において適切な指導を行い「いじめは決して許されない」という機運を高めることが必要である。また、授業中の学習規律やあいさつなど、望ましい生活習慣を身に付けさせることも、児童生徒のモラル意識を高めていくうえで重要な取組である。また、匿名性が高いネット上のいじめに対応するためには、特に情報モラルの指導が必要である。

#### <学校の具体的取組>

- 人権・道徳教育の充実（倫理意識の高揚）
- 学習規律の徹底（モラル意識の高揚）
- 情報モラル教育の充実（ネット活用の正しい知識）

### ◇心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う

児童生徒同士や教師と児童生徒の人間関係に留意することはもちろんだが、児童生徒のコミュニケーション力を育む視点から、授業において「話す・聞く」といった言語活動の充実を図ることが大切である。また、ふるさと魅力発信科等における地域学習や職場体験学習などは、社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解し豊かな情操を培う場でもある。互いの意見を調整し解決できる力や自分の言動が周囲に与える影響を判断して行動できる力など、体験活動を通して児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てなければならない。また、運動会や文化祭などの行事において一人一人に活躍の場を与え、学校や学級への所属感や連帯感を高めることも大切である。

#### <学校の具体的取組>

- 授業における言語活動の充実（コミュニケーション力の育成）
- 体験活動の推進（社会性・規範意識の育成）
- 学校行事の充実（所属感、連帯感の育成）

### ◇いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図る

いじめ加害には児童生徒が抱えるストレスが関わっていることが多いことから、まずは授業において児童生徒のストレスが高まることのないよう、全ての児童生徒が参加・活躍できる学習展開を心がけなければならない。児童生徒が主体的に学ぶ授業は、学力を伸ばすだけでなく、自信や学ぶ楽しみを感じさせ、いじめの未然防止につながる重要な取組である。なお、教師による不適切な言動や差別的な態度は、児童生徒のストレスを高めるだけでなく、児童生徒の心を傷つけたりいじめを助長させたりすることから厳に慎まなければならない。

本町でも増加傾向にある発達障がい等のある児童生徒は、個々が持つ困り感によりストレスを感じるリスクが高いことから、個に応じた適切に支援し本人に自信や意欲を持たせるとともに、周囲の児童生徒にも正しい理解を促す指導が大切である。

一人一人のストレスを見取るためには、日々の観察はもちろんのこと、定期的にアンケートや教育相談、心理検査などを行い、多面的に児童生徒理解に努めなければならない。

#### <学校の具体的取組>

- 児童生徒の主体的な学びを育む授業改善（学力向上、自信と喜びによるストレス軽減）

- 発達障がい等の正しい理解と支援（全ての児童生徒が安心できる居場所づくり）
- 日常観察、教育相談、アンケート、心理検査等の実施（児童生徒の多面的理解）

#### ◇自己有用感や充実感が感じられる学校生活づくりをすすめる

ストレスを適切に処理するには、「自己有用感」や「充実感」を持っていることが大切である。そのためには、児童生徒一人一人に活躍の場を設け、本人の自己有用感や充実感に合わせた価値づけをしていかなければならない。また、一人一人が自己を解放して力を発揮するためには、日頃から良好な人間関係を築いておくことも大切である。また、児童生徒は豊かな個性を持ち様々な場面での活躍が期待できることから、家庭や地域においても大人から認められているという思いが得られるようにすることも大切である。

自己有用感や自己肯定感などは、発達段階に応じて身につけていくものであることを踏まえ、保育園と学校が連携して一人一人の育ちを確認し合い、児童生徒に成長を感じ取らせ自らを高めていく指導につなげていくことも必要である。

##### <学校の具体的取組>

- 一人一人の活躍の場の設定（自己有用感、充実感の育成）
- 学級経営の充実（良好な人間関係づくり、教師の共感的・受容的態度）
- 地域連携、保学連携（児童生徒の良さの確認）

#### ◇児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む

いじめは、大人の目の届かないところで行われていることが多い。そのような状況でいじめを防ぐためには、児童生徒自身が自ら適切な行動をとることができなければならない。そのためには、ソーシャルスキルトレーニング等の具体的な指導を通して、児童生徒自身が解決に向けてどう関わったらよいかを考え行動できるようにしておくことが大切である。また、児童会や生徒会の活動を通して自らいじめ防止を訴えるような取組を推進することは、児童生徒のモラル意識を高める上でも重要な取組である。そのような取組を生徒会・児童会が連携して行うなどの活動も有効である。加えて、「いじめられる側にも問題がある」「傍観はいじめではない」といった考えは誤りであること、ささいな嫌がらせでも回数や人数によっては深刻な精神的危害を与えることなど、いじめについて基本的な認識を学ぶことも正しい判断力を養うのに必要である。このような取組に合わせて、いじめを受けたり、いじめを受けるおそれがあると考えたりしている児童生徒を徹底して守り通すということを言葉と態度で示し、子ども達に安心感を持たせることも大切である。

##### <学校の具体的取組>

- 学級経営の充実（児童生徒の安心感の確保）
- 学級活動の充実（正しい知識、正しい行動）
- 児童会・生徒会活動の活発化（自発的・主体的行動）

## 5 早期発見・いじめ事案への対処

### （１）対応の原則

まず、「いじめはどこでも、どの子どもに起こりうる」という認識の上に立ち、全ての教職員が

「いじめはある」という危機意識を持つことが重要である。いじめは、大人が気づきにくい形で行われることが多いことから、日常の観察に加えアンケートや検査等を通して子どもに関わる全ての大人が連携して児童生徒の変化に気付く力を高めていかなければならない。また、教育相談や相談電話等の取組の周知を図り、児童生徒や保護者が悩みを相談できる場を確保することも大切である。加えて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなども積極的に活用し、多様な相談・支援体制の中で早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）を心がけなければならない。

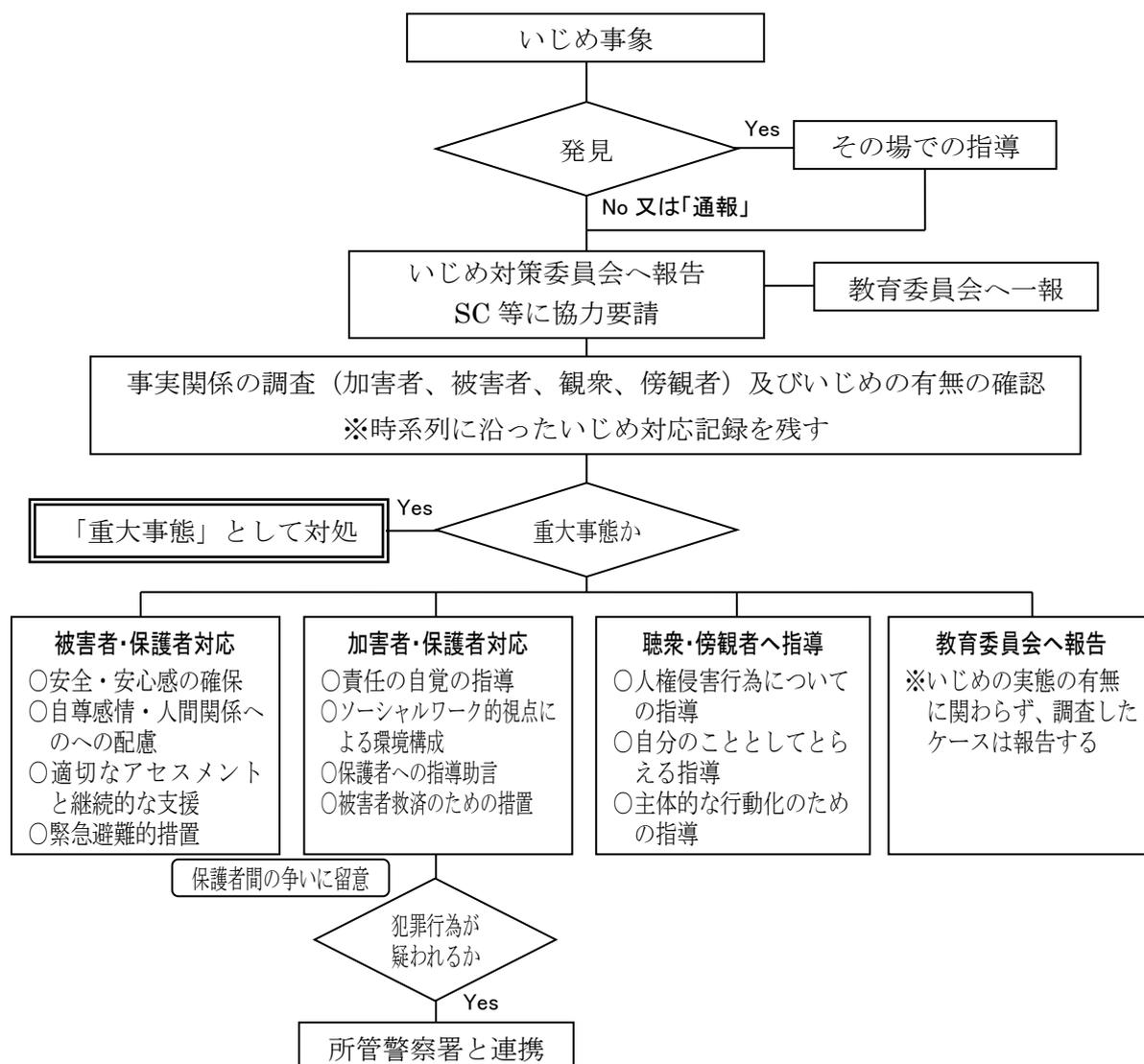
## （２）問題の兆候の把握

いじめは、最初は些細ないたずらや嫌がらせから始まっていることが多い。そのこともふまえ、深刻な事案に至る前の早期に発見し対処することが重要である。そのために以下の点に留意して早期発見に努めなければならない。

- ①観察や日記やデイリーライフを活用した日常の児童生徒理解に加え、定期的にアンケートやHyper-QUなどの諸検査を行い、児童生徒の生活や意識についての実態をきめ細かく把握すること。
- ②日頃から複数の目（担任、管理職、養護教諭、部活動顧問、教科担当者等）で見ることにより事実の確認を積み重ね、共通理解を図っておくこと。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用し専門的な視点からも事実を確認すること。加えてPTA、子ども教室、学校お助け隊や学校運営協議会、外部の部活指導者など家庭や地域とも連携し、登下校や地域での様子なども含めて児童生徒の変化に気づくことのできる体制を整えること。
- ③児童生徒の人間関係の変化に留意し、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、生徒指導上の問題行動が生じているときは、同時にいじめが行われていないか留意すること。
- ④教育相談週間を設定するなど、保護者や児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備すること。また、養護教諭やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育相談室などとの連携に努めたり電話相談などを紹介したりして、相談機能について周知を図ること。
- ⑤体制整備によって得られた情報やいじめにつながる行為・行動、トラブル等の情報は、集約・整理担当に報告し、情報を蓄積すること。

## （３）いじめ事案への対処

問題の兆候の把握に努めた結果得られた情報や発見・通報があった場合は、「いじめ対策委員会」において直ちに情報の共有を図る。その後は、委員会が中心となって、組織的かつ速やかに聞き取り等を通じて事実関係を調査し、いじめの有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長より教育委員会へ報告するとともに被害・加害の児童生徒及びその保護者に連絡し適切に対処する。対処に当たっては、学校だけの取組に固執することなく、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等とも連携しながら、必要に応じて児童相談所や警察、地域の関係機関と連携協力を図ること。なお、情報の取扱には十分留意し、学級全体で話し合うなどの対応を図る場合は、事前に本人及び保護者にねらいや期待される効果等を説明し了解を得ること（以下フローチャート参照）。



#### (4) いじめ被害児童生徒や保護者及び通報者への対応

- ①児童生徒の安全を確保し安心感を持たせるとともに、訴えを親身になって傾聴し、事実関係の聴取を行う。
- ②家庭訪問を迅速に行い保護者に事実関係や学校での様子、今後の対応を伝え保護者の不安を取り除くよう努める。また、子どもの変化について共通理解できる関係をつくる。
- ③被害児童生徒が悪いのではないことを伝え、良い点を認め励まし自尊感情を持たせる。また、座席配置・グループ編成等を配慮し、人間関係の充実改善が図れるようにする。該当児童生徒にとって信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人等）やスクールカウンセラー等と連携し、寄り添い支える体制をつくり本人の精神的負担を軽減する。
- ④一過性の指導にならないよう、絶えず児童生徒理解に努め、細かな変化も見逃さず適切に指導・支援する。そのために、スクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議を開催し、的確なアセスメントのもと必要な支援を行う。
- ⑤必要に応じて被害者と加害者が同室で学習することのないよう配慮をするとともに、緊急避

難としての欠席を認めたり、関係者の意見も十分に踏まえながら区域外就学等の措置について教育委員会と協議したりする。

#### (5) いじめ加害者及び保護者への対応

- ①いじめは許されない行為であることを認識させた上で、孤立感・疎外感を与えないようにするなどの教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめは人権侵害行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解させ自らの行為の責任を自覚させる。
- ②加害者となる児童生徒が行為に及んだ背景をケース会議等で冷静に分析し、不安定な精神状態をもたらす要因がある場合には、本人への指導とともに周りの環境にも適切に働きかける。
- ③保護者に対しては、事実を正確に伝えるとともに、指導方針を示し具体的な助言をする。また、教師と保護者が共に子どもを育てていこうという態度を示すことも大切である。
- ④事案の状況によっては、被害者を守るために適切な懲戒を加えたり出席停止の措置を講じたり、スクールソーシャルワーカー等と連携を図りながら関係機関に協力を求めたりするなど踏み込んだ対応策をとる。特に、犯罪行為が疑われるような場合には、ためらわず警察との連携を図ること。また、そのような措置を講ずる際は、その後の展望の持てる特別の指導計画を作成し、適切に指導する。

#### (6) 観衆・傍観者等への指導

- ①教師の「いじめは許さない」という毅然とした態度を示し、はやし立てる者（観衆）や、見て見ぬふりをする者（傍観者）も重大な人権侵害を犯しているということを理解させる。
- ②話し合い等を通して、自分自身の行動によっていじめは深刻化したり改善に向かったりすることを理解させ、いじめを自分のこととしてとらえさせる。
- ③学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育て、問題解決のために自らが行動できる道徳的実践力を高める。

#### (7) 「いじめ解消」の判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

##### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

## 6 重大事態の対処

発生した「いじめ」が重大事態である場合は、教育委員会はただちに、江府町いじめ問題調査委員会設置条例（平成 28 年条例第 4 号）に基づき、「いじめ問題調査委員会」を組織し、調査等の対応に当たること。いじめの重大事態とは以下の内容を指す。

### いじめの重大事態

- ①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
（児童生徒が自殺を企図、身体または金品に重大な被害、精神性の疾患を発症 等）
- ②児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
（年間 30 日が目安。ただし、一定期間連続欠席がある場合は、学校の判断で調査）

いじめ問題調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次の事項を調査審議し答申する。

- (1) いじめの事実に関すること
- (2) いじめによる被害を受けた児童生徒といじめとの関係について
- (3) いじめによる被害をうけた児童生徒が通う学校及び教育委員会、当該児童生徒の保護者等の対応に並びに取るべき措置に関すること

なお、学校が重大事態でないと判断していても、保護者や児童生徒から申し出があった場合は、その申し出を真摯に受け止め調査・報告しなければならない。

※児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意。

**いじめの重大事態発生**

①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
②児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



28条1項

**いじめ問題調査委員会を設置**

※調査の公平性・中立性を確保するため、当該事案に利害関係のない弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識を有する者(5名以内)で組織する。



子どもの悩みサポートチーム  
(鳥取県教育委員会)

事実関係の調査

- ①いつ (いつ頃から) か
- ②誰からか
- ③どのような態様か (どこで、どのように)
- ④背景事情や児童生徒の人間関係の問題点
- ⑤学校・教職員の対応

※質問紙や聞き取り等による調査  
※因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的事実関係を速やかに調査

該当児童生徒・保護者へ説明報告  
(適時・適切な方法で、経過報告も含む)

児童生徒への指導



Yes

所管警察署と連携

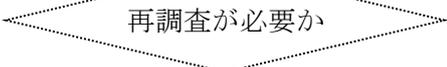
教育委員会

※被害児童生徒及び保護者が希望する場合、該当者所見をまとめた文書の提供を受け、結果に添える。

報  
告  
集

報  
告  
集

町 長



Yes

附属機関による再調査

議会へ報告

報  
告

## ○重大事態調査実施上の留意点

- 1) 調査は「いじめ問題調査委員会」を中心に行うものとし、中立性・公平性を確保するため第三者で組織する。
- 2) 被害児童生徒から、十分な聞き取りを行うとともに、状況に合わせた継続的なケアを行う。
- 3) 被害児童生徒や情報提供児童生徒を守ることを最優先にする（質問紙等の調査により、個別事案が広く知れ渡り、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう留意する）。
- 4) 被害児童生徒や保護者に情報を提供する場合、関係者の個人情報の保護に留意する。（保護を理由に説明を怠ることのないようにする）。
- 5) 在籍児童生徒教職員へアンケート調査等を行う場合、被害児童生徒または保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち調査の趣旨等を在校生や保護者に知らせる。
- 6) 明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- 7) 「伝聞情報の事実化」「羅生門問題」に留意する（羅生門問題：同じ事実であっても、語り手によって幾つもの現実が存在するということ）。
- 8) 入院、死亡等により被害児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、被害児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に調査について協議したのち着手する。
- 9) いじめが要因として疑われる自殺があった場合は、以後の自殺防止の観点から、以下の点に留意しつつ背景調査を行う。

○亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経緯を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うこと

○遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、背景調査に切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行うこと

○調査をするに当たり、遺族に対し、調査（アンケート調査、一斉聞き取り調査を含む）の目的・目標・調査組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対しての説明の在り方や調査結果の公表に関する方針など、できる限り遺族と合意しておく。

○できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的総合的に分析評価を行う。また、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。

○情報発信・報道対応はプライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行うこと。決めつけや断片的な情報により誤解を与えたりしないよう留意する。

○子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要でありWHOによる自殺報道への提言を参考にする。

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29年3月文部科学省）」を参照のこと

※「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力会議）」を参照のこと

※自殺やそれに相当する事案が発生した場合に備え、「子ども達の安心・安全の回復のために（西部教育局 H25 1 月作成）」等を参考に、危機管理マニュアルを整備しマニュアルに沿った対応ができるようにすること

## 7 ネット上のいじめ

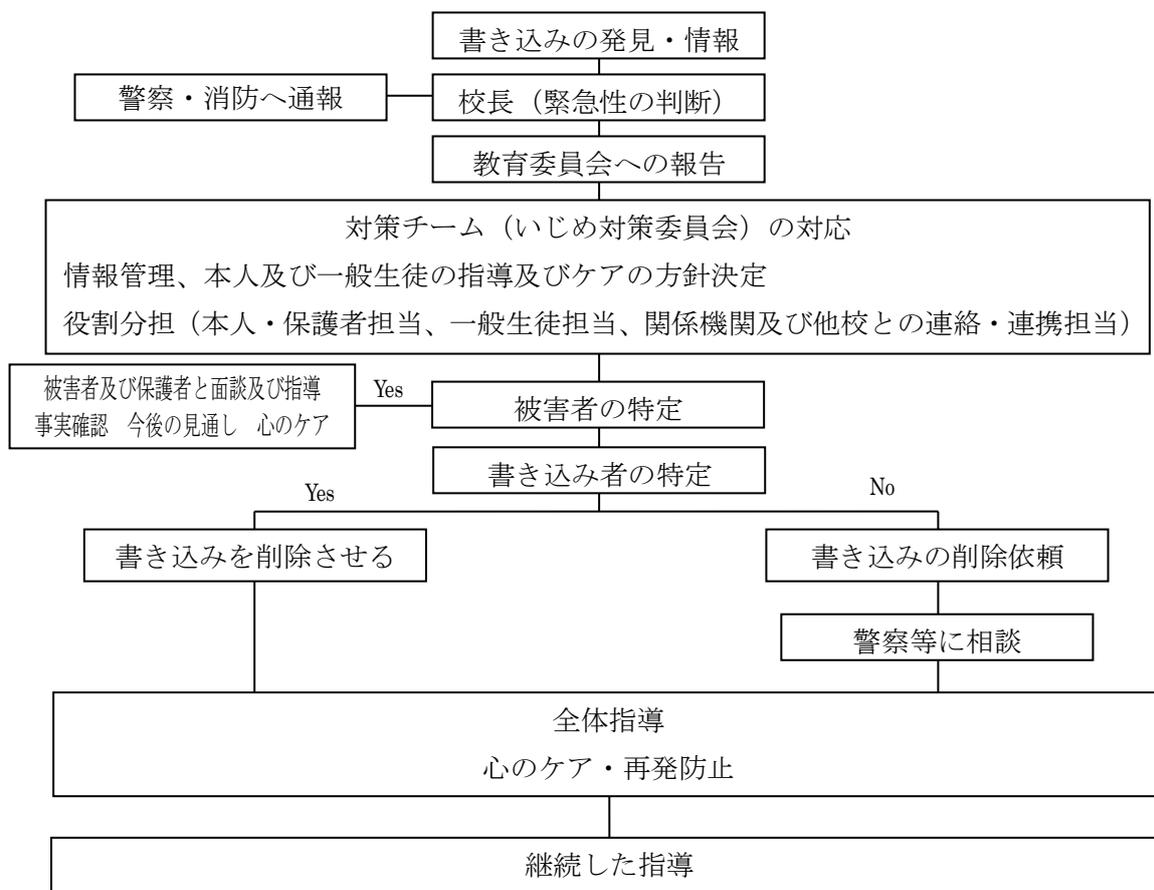
### (1) 特徴

- ①不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短時間で深刻なものとなる。
- ②インターネットの匿名性から安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネットに一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④大人が子どもの携帯電話等の利用状況を把握することが難しく、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。
- ⑤ネット上の悪口などを被害者が知らず、精神的苦痛を感じないまま深刻化することがある。

### (2) 態様

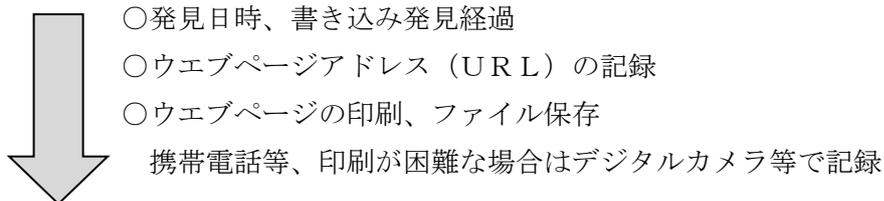
- ①掲示板・ブログ・プロフ等での誹謗中傷の書き込み、個人情報の無断掲載、なりすまし
- ②メールでのいじめ（誹謗中傷メール、チェーンメール、なりすましメール）
- ③グループトーク機能を持つSNSによる仲間はずし 等

### (3) 対応の流れ

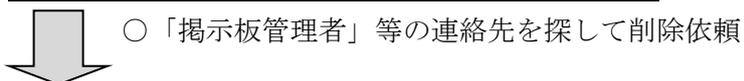


#### (4) 削除依頼の流れ

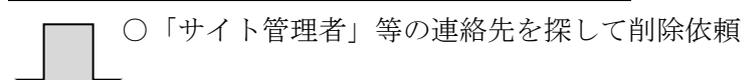
##### 1 書き込みの保存・記録



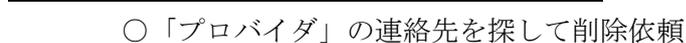
##### 2 削除依頼（掲示板管理者、ブログの作成者等）



##### 3 削除依頼（サイト管理者、サービス提供者）



##### 4 削除依頼（プロバイダを探して削除依頼）



※各管理者は、「プロバイダ責任制限法」に沿った対応を講じるが、説明が不明瞭な場合は対策を講じてもらえない場合もあるので、インターネット上の削除依頼様式等に沿って依頼すること

※緊急事案と思われる場合は、ただちに警察に相談し人命保護等を優先すること

※ネット上のいじめへの対応は、学校単独で行うことは困難な場合があり、教育委員会等関係機関と積極的に連携を図り、必要に応じて警察や法務局など外部の専門機関に援助を求めること

※具体的な削除依頼等については、「学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集 H24 文部科学省」を参照のこと

#### (5) 予防措置

- ①ケータイ・インターネット教室などを開催しインターネットの匿名性などについて児童生徒に理解させるなど、情報モラル教育を充実させる。
- ②保護者に対して「ネットいじめ」やインターネット上のトラブル等を知らせる機会を設け、携帯電話（ネットにつながる携帯音楽・ゲーム端末も含む）の使い方について各家庭でルールを定めるなど、家庭を通じた指導を行う。
- ③近年LINE等SNSによるいじめが深刻化していることから、保護者に対し、各種サービスの内容や児童生徒が陥りやすい危険性などについて研修を実施することも必要である。

附 則

この方針は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

<参考資料>いじめ発見のポイント

(1) 日常的な観察

◆登校時から始業時		
1	朝早く登校したり、遅く登校したりする。	
2	いつも一人で登下校したり、友達と登下校していても表情が暗かったりする。	
3	自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。	
4	元気がなく、顔色がすぐれない	
5	理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立つ(3日以内に対応)。	
◆授業等		
1	授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。	
2	体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。	
3	以前に比べて声が小さい。	
4	ぼんやりしていることが多い。	
5	うつむきかげんで発言しなくなる。	
6	学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。	
7	周囲の子どもが机やイスを離して(数cm)座ろうとする。	
8	グループ活動の際、一人だけ外れている。	
9	ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。	
10	教科書・ノート等を紛失したり、落書きが書かれていたりする。	
11	教職員が褒めると、周りの子があざけたり、しらけさせたりする。	
12	何人かの視線が集中したり、目配せなどのやりとりがあったりする。	
13	発言すると冷やかされたり周囲がざわついたりする。	
14	指名されると、他児童生徒の中にニヤニヤする者がいる。	
15	作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。	
16	特定の児童生徒の持ち物に触れることを嫌がる者がいる。	
◆休み時間		
1	教室の自分の席や図書室等で一人ポツンとしている。	
2	一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。	
3	用がないのに職員室で過ごすことが多い。	
4	教職員にべたべた寄ってきたり、触れるように話したりする。	
5	保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。	
6	友達と過ごしているときの表情が暗く、オドオドした様子がみられる。	
7	遊びのなかで笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。	
8	遊びのなかで、いつも嫌な役をさせられている。	
9	遊びで使った道具等の後始末をいつもやらされている。	
10	周りの友達のことを非常に気遣っている。	
11	特定の児童生徒のそばを避けて通るなどの様子が見られる。	

◆下校時		
1	下校が早い。または、用がないのにいつまでも学校に残っている。	
2	玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。	
3	いつも友達の荷物を持っている。	
4	靴や傘等を紛失する。	
◆その他		
1	昼食の時間、机が離されるなど一人で食べている。	
2	給食のメニューによって、異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。	
3	清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。	
4	清掃時間、他の児童生徒から離れて一人で掃除や片付けをしている。	
5	部活動をよく休むようになっていたり、急にやめたいと言いつ出す。	
6	集団活動や学校行事に参加することを渋る。	
7	理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。	
8	日記やノート等に、不安や悩みを感じる表現が見られる。	

## (2) 家庭での観察

1	家族との対話を避けるようになる。	
2	受信した電子メールをこっそり見たり、電話が鳴るとおびえたりする。	
3	部屋に閉じこもって考え事をしたり、家族とも食事をしたがらない。	
4	感情の起伏が激しくなり、動物やもの等に八つ当たりする。	
5	帰りが遅くなったり、理由を言わず外出したりする。	
6	特別なことがないのに、朝早く家を出る。	
7	衣服に汚れや破れが見られたり、体にすり傷や打撲の跡があつたりする。	
8	自分のものではない衣服（制服）を着ている。	
9	学校に行きたくないと言いつ出したり、身体の具合が悪くなつたりする。	
10	食欲不振、不眠を訴える。	
11	学習時間が減つたり、宿題や課題をしなくなつたりする。	
12	成績が低下する。	
13	家庭から品物、お金がなくなる。	
14	用途のはっきりしないお金を欲しがらる。	
15	持ち物がなくなつたり、壊されたり、落書きされていたりする。	
16	携帯電話を急に使用しなくなる。	
17	口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。	
18	無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メール等が届く。	
19	急に友達が変わる。	

# 学校における 年間指導計画

# いじめ防止対策年間計画(奥大山江府学園)

月	いじめ対策委員会等の取組	教職員の活動	未然防止に向けた取組				早期発見に向けた取組			家庭との連携	
			授業改善	学級活動	学校行事・体験活動	児童会・生徒会	いじめに関する指導	教育相談	児童対象アンケート	家庭との連携	
4月	生徒指導委員会 (年間計画と具体的取組設定) 児童、保護者への周知	校内研修 (いじめ防止対策に関する共通理解、学級づくりの共通理解)	今年度の取組について 学習規律の確認	学級開き 学級目標設定 特別支援学級への理解 GWT	入学式 大山研修(7年生)「人間関係づくり」	奥大山江府学園の児童生徒として(新入生、新入校舎生オリエンテーション)	いじめを許さない心 人間関わり			参観日 PTA総会 学級懇談	
5月	・拡大いじめ対策委員会 ・子どもを語る会		校内授業研究会		ふれあいの花活動	・生徒総会、専門委員会 「今年度の取り組み」 あいさつ運動			QU検査	家庭訪問	
6月	・子どもを語る会	校内研修 (QU検査結果検討)	校内授業研究会	みんなであそぼう(1年)	携帯安全教室 職場体験学習(8年生)			教育相談週間		参観日 学級懇談 学年PTA行事「親子での活動」 ・よりよい江府中アンケート及びアンケート結果について	
7月	1学期の取組の検証	成績連絡会 校内研修 (1学期目標達成状況検討 QU検査から学級経営の修正)		1学期の振り返り	西ノ島交歓臨海学校(5年) 郡水泳大会(4~6年)	体育大会「執行部成功に向けて執行部からの呼びかけ」				個人懇談 期末懇談 PTA携帯安全教室	
8月	2学期目標・取組の修正	・校内研修 (2学期の方向性の確認)		GWT	運動会に向けて「縦割りの活動」						日記・生活ノート・定期アンケート
9月	・子どもを語る会		校内授業研究会	呼び方を考えよう(3年) その人の立場に立って(4年) 体育大会の振り返り	運動会 郡陸上大会(4~6年)	あいさつ運動	くらしをふり返る いじめを許さぬ心			フリー参観日	学校便り・学年通信等による啓発活動
10月	・子どもを語る会	校内研修 (人権教育参観日 事前研修) 学校評価【中間評価】	校内授業研究会	みんななかよく(2年) 学級弁論「自分の思いを伝える」	県陸上大会(4~6年) 人権参観日 ・日輪祭「人間関係作り」 ・人権弁論 ・明德学園との交流	・日輪祭成功に向けて執行部からの呼びかけ	人権弁論、学級弁論	教育相談週間	QU検査	参観日	
11月	・子どもを語る会			解放文化祭見学 日輪祭の振り返り	郡音楽会(5~6年) ふれあいの花活動 学習発表会 人権標語		人権コンサート			部活動参加ナビ 人権コンサート	
12月	2学期の取組の検証	成績連絡会 校内研修 (2学期目標達成状況検討 QUアンケートから学級経営の修正)		2学期の振り返り						個人懇談	
1月	3学期目標・取組の修正 ・子どもを語る会	学校評価【最終評価】 校内研修「3学期の方向性の確認」		いやな気持ち(2年) ・GWT	西ノ島交歓スキー教室(5年) 日野川校舎体験(5年生)		よりよいなかまとなるために			学級懇談 学校評価アンケート 入校舎説明会 学校公開週間	
2月	・拡大いじめ対策委員会 ・子どもを語る会	校内研修 (学校評価結果検討)		ともだちとなかよく(1年)	性教育参観日 ケータイ安全教室(5年) 思春期教室(6年) 体験入学(年長児・6年)			教育相談週間		参観日	
3月	・生徒指導委員会 「目標達成状況課題の明確化 次年度の方向性の確認」	校内研修 (次年度の方向性の確認) 指導反省会	・来年度の方向性の確認	1年間の振り返り 学級おさめ	卒業式 修了式	あいさつ運動				学年末懇談 フリー参観日 学校評価 アンケート結果公表	



児童生徒理解

学級の問題の教材・議題化

児童会・生徒会による生活目標の点検・反省・設定  
あいさつ運動

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談活動

日記・生活ノート・定期アンケート

学校便り・学年通信等による啓発活動